

告発連載ルポ

交通事故鑑定取材で、茨城県の主婦、山口のぞみさん(仮名)と出会ったときのことだ。

「夫が事故で亡くなってから収入が途絶え、生活が苦しくなりました。衝突の原因は一〇〇%夫のほうにあるらしく、自賠責保険も任意保険も、私たちには一円も下りませんでした。先のことと考えると不安でたまりません」

その語る山口さんには、まだ小学生の子供が二人いる。私自身も同年代の母親として、彼女の立場は、とても他人事とは思えなかった。

すべての車に加入が義務づけられている自賠責保険(強制保険)は、交通事故の被害者を救済するために国がつくった対人保険制度である。私も含め、ほとんどのドライバーは、この保険で被害者は例外なく最低限の補償を受けられると思っていたはずだ。ところが取材の中で、山口さんと同じようなケースを次々と耳にするうち、「自賠責保険は、本当に被害者の救済に役立っているのだろうか?」という疑問に突き当たった。

連載の一回目に取り上げたが、飲酒運転の車にひき逃げされて死亡した女性(当時二十四歳)の事故では、自賠責保険からも、そして、その上乗せである任意保険からも遺族に保険金はいっさい支払われなかった。いずれも加害者が「無責」(過失がまったくないので、賠償責任がない)、つまり、死亡した被害者に一〇〇%の過失があると判断されたからだった。

実は、このような自賠責の「無責」判断には、加害者側もつらい思いを強いられることがある。兵庫県の自営業、Sさん(心は自らの体験を語る)。

「万一のとき、被害者に十分な賠償ができるように、高い保険料を払ってきたのに、『無責』とされたばかりに自賠責はもちろん、任意の保険金も出なくなりました。『なんとかしてくれ』と四人の被害者が家にまで押しかけてきて、結局、自分のカネから四百万円支払わざるをえなかったんです」

確かに事故は、四人が乗っていた相手の車の信号無視が原因だった。しかし、Sさんは、自分も交差点の前でも少し速度を落としていたら、あるいは

ジャーナリスト
柳原三佳 やなぎはら・みか



こんな自賠責保険なら いらぬ

最終回

調査に反映する損保会社の儲け主義 被害者救済の精神に返り 公平な査定システムを

は事故を防げたかもしれないとも考えていたのだ。

「それなのに、自賠責は〇対一〇〇の判断を下しました。いくら相手の信号無視とはいえ、せめて一対九九にしてくれれば、多少なりとも相手に保険金が支払われたのに……。私の車とぶつかったために、彼らが骨折などの重傷を負って手術をし、入院したのは事実です。その間、治療費も生活費もかかっただけです。せめて自賠責からは最低限の補償をしてほしかった」

こうした事例は珍しくはない。自賠責保険の査定を行っている「自動車保険料率算定会」(自算会)によると、自賠責保険金の支払いをゼロにされたり、大幅に減額されたりする交通事故は、九五年で二万一千六百六十七件。そのうち死亡事故は千七百五十五件

で、全死者(約二万七百人)の一六%。つまり六人に一人は「無責」(加害者の過失はゼロ)もしくは「重過失」(被害者に重大な過失があった)と判断されていることになる。ところが、その人々はもう事故の様子を語る

ことができないため、遺族の中には、「何を根拠に、死んだ者のほうに過失があると断定するのか?」という疑問や怒りから裁判に踏み切る人も少なくない。

そんななか、今年の五月一日から自賠責保険料が全車種平均で約七・七%引き下げられた。自賠責保険は、ノロス・ノープロフィット(赤字も黒字もなし)が建前だから、保険料が下がるといふことは収支は黒字ということである。今回の引き下げで、自家用乗用車の保険料(三年)は四万二千九百

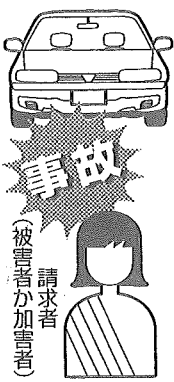
円から三万七千六百五十円にダウンした。多くのドライバーにとって喜ばしい出来事に違いない。

しかし、一方では、「被害者救済が目的の自賠責が、黒字を出してまで、過失割合の根拠はつきりしない事故の被害者への支払いを渋っていいものだろうか?」

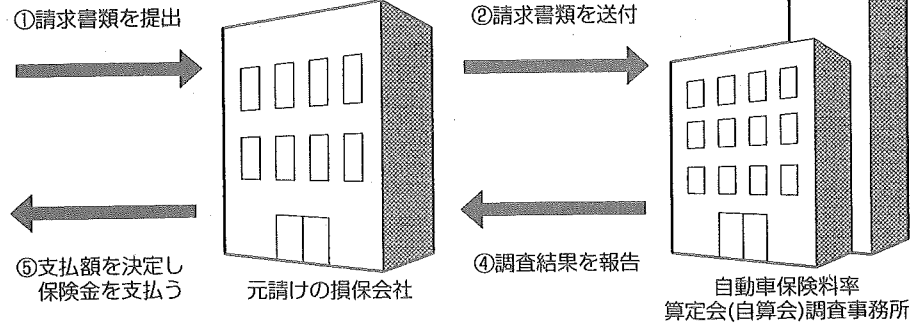
という疑問の声も数多く聞かれた。とくに連載スタート後は、被害者や弁護士、損保関係者などを中心に現在の「自賠責保険」について、さまざまな角度から改善意見が寄せられた。

まず、今回の保険料引き下げについて、「交通事故被害者を励ます会」顧問の北原浩一さん(仮名)はこう語る。「自賠責保険の収支が黒字になったというなら保険料を下げるのではなく、

ドライバーの安全のための実験に使われる「人体ダミー」(左上)



自賠責保険の支払いまでの流れ(自算会の資料から作成)



③事故状況や損害状況の調査を行い、事実を確認する

被害者の救済のために保険金限度額を上げるべきです。私の長男は、小学生のとき事故に遭い、頭を強く打って現在一級の身体障害者ですが、加害者は自賠責だけで任意保険をかけておらず、賠償能力がありませんでした。常時介護や、安全のため監視が必要な体にされた損害は、逸失利益と介護料だけでも一億円以上になります。これから高齢化社会に入っで、福祉の負担が重なる一方でしょう。被害者の損害は、本来、加害者が負担すべきですが、加害者に支払い能力がないと、結局、福祉のお世話になるしか方法がなくなり、国民の税金で負担する結果になってしまいます。自賠責の限度額を、現在の三千万円から実情に近い額に引き上げるべきです」

また、損保会社社員のHさんは、こう語った。

「黒字が出ているのなら、傷害の限度額(百二十万円)をもう少し上げるべきです。死亡保険金額は七八年の二千万円から、現在三千万円まで引き上げられてきましたが、傷害の限度額は、今も七八年のと同じで、約二十年間も据え置かれたままなんです」

また、こんな厳しい声もあった。

「四月二十一日付の朝日新聞は、自賠責の資産累積の中から、これまで一兆一千億円が赤字国債の利払いに流用さ

れたと報道しています。冗談じゃありませんよ。被害者救済のためといって国民に加入を義務づけておきながら、余ったカネを全く違う目的のために使っている被害者をもっと救いなさい。私は交通事故相談員をしています。自賠責の支払いを受けられずに苦しんでいる人は、本当にたくさんいますよ」(東京都のTさん・62歳)

◇

死亡事故で、加害者が「無責」と判断され、自賠責保険金が一円も支払われない事故の割合が、傷害事故の約十倍にのぼることは、連載一回目で報道した。この「死人に口なし」といえる結果については、自賠責が事実上、損害調査の基礎的資料にしている警察の初動捜査や実況見分調査の作り方に対して、多くの批判が集まった。

本誌の連載企画「交通事故ホームズの事件簿」シリーズにも登場し、数々の交通事故裁判を逆転勝訴に導いてきた交通事故鑑定人の駒沢幹也さんは、長年にわたり警察の捜査のいい加減さを指摘してきたが、二年前、自分の孫を交通事故で失ってから、さらにその思いを強くしたという。

「警察が作成する実況見分調査とは、生き残った加害者など、いわば事故の『立会人』が『このように説明した』

というだけの文書で、なぜそうなったかについてはほとんど客観的な要素が含まれていない。事故車がどこに止まっていたか、スリップ痕はどこにあったか、という部分はある程度の信頼性はあるが、その事故と無関係のものまで供述に従って拾い出しているケースもあり、実に一方的で主観的なものです。これをそのまま信用するのは、まさに『死人に口なし』です。

遺族が怒る警察の秘密主義と不親切

また、警察官の遺族に対する不親切さは、経験者でなければ想像もつかないほどひどいものです。私の孫はオートバイで幹線道路を直進中、側道からUターンしようとして突然出てきた車に衝突されて死にました。事故がどう起こったのか知りたくて、私が、『孫はどの位置に、どちらを向いて倒れていたのですか』と担当官に聞くと、『そんなことを聞いて、どうするんだ』と冷たくはね返されました。もちろん、親切な警察官もいますが、ほとんどの遺族は、警察から十分な説明を受けられずに悩んでいるのです。加害者からは誠実なおわびの手紙が届いたので、過失は重大ですが、怨念は残っていません。でも、あの担当官に対しては、怨

念は永久に残ると思います」

解決策として駒沢氏が提言するのは、警察の調査類の一部公開である。現在は、たとえ事故の当事者であっても刑事処分が決まるまでは見ることができない。多くの遺族や被害者は、加害者の刑事処分が確定してから、初めて事故がどのように処理されていたかを知ることになるわけだ。

「情報公開が叫ばれる今日、なんとかこの警察の秘密主義を改善する道を探すべきです。せめて、当事者、特にこの言わぬ死者の遺族くらいには、事故の内容について、わかる範囲の説明をしてもいいと思うのですが」

「全国交通事故遺族の会」会長の井手涉さんも、警察の捜査と自賠責の関係についての問題を指摘する。

「私たちの会員にも、被害者でありながら、明らかに事実と違う調査を作成されたりして不当な扱いを受けている方がたくさんおられます。死亡事故と傷害事故で、事故処理や自賠責の支払いに差が出るなど、絶対に承服できません。せめて自賠責は、警察の捜査を鵜呑みにせず、被害者救済の理念に立ち返って、苦しんでいる被害者のためにお金を使ってもらいたい。証拠がはっきりしない事故は、あくまでも被害者保護の視点で処理すべきです」

損保代理店のIさんも、自分の契約

者が自賠責から厳しい査定をされているのを横で見ながら、これでいいのだろうかかと思いつけてきた。

「刑法の世界に『疑わしきは罰せず』という考えがありますが、自賠責も被害者救済という精神に立ち返って、安易に無責判断をしないほしい。被害者に一〇〇%過失があったという客観的な物証のない場合は、『疑わしきは支払う』という柔軟な考え方が必要です。私の契約者の中にも異議申し立てを繰り返して、『無責』を『有責』にした人がいますが、わずかな保険金を受け取るために三年近い時間を費やさなければなりません」

また、裁判官の経験を持つ弁護士からは、こんな意見が寄せられた。

「現在、自算会の判断は、主に警察や検察が作成した書類に基づいています。それはあくまでも刑事責任を追及する視点でものをしている、つまり『起訴か不起訴か』『〇か一〇〇か』を判断する書類なのです。それを民事にも当てはめようとするから、問題が発生するのです。刑事責任の追及と、自賠責保険における責任は、まったく違います。刑事で不起訴になった加害者に、民事で賠償金の支払いを命じるケースはいくらでもあるのです。自賠責が制度疲労を起こしていることは否定できません。せめて当事者から異議

申し立てがあった場合は、自算会とは別の構成メンバーで再審査するように変えていくべきでしょう」

◇

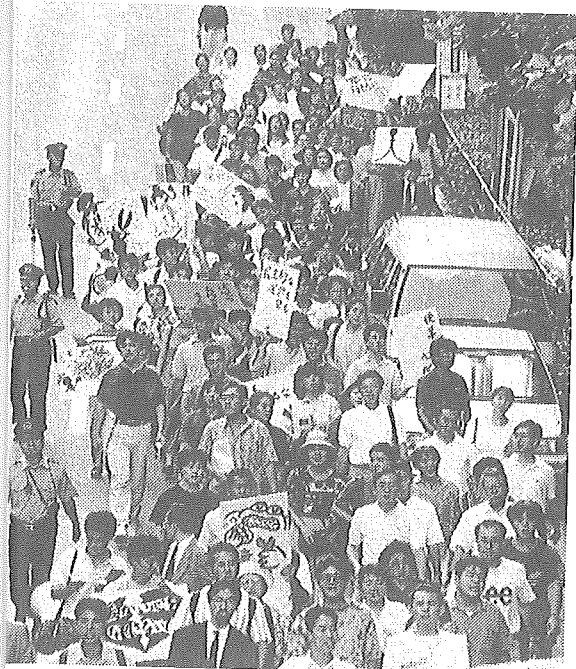
実は、寄せられた意見の中で最も多かったのは、自算会と民間の損保会社との関係を疑問視する声だ。横浜の星山輝男弁護士は、こう指摘する。

「自賠責の査定をする自算会は、会員になっていない各損保会社が資金を出し合って運営されているんです。各地の調査事務所にはまじめな人が多いと思いますが、自算会の体質自体がそもそも損保会社に有利にできています。事故の調査結果や後遺障害の等級認定に納得できない被害者がたくさん出てくるのです。とにかく、損保会社から切り離れた第三者的な公正な機関づくりが急務だと思っています」

自算会は一九六四年、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいてつくられた特殊な法人だ。主な業務は①自賠責と任意保険の保険料算出②自賠責の損害調査③自動車保険に関するデータバンク機能、の三つ。会員には国内外の損保会社が名を連ねている。自算会の上部機構である理事会は、学識経験者をもって構成されることになっているが、役員の間を見ても、約半数が損保会社関係者で、千代田火災、安田火災、大東京火災、日産火

後遺障害の等級を決めて統計資料として収集します。建前では、その資料を会員の損保会社が利用しているにすぎません。自算会と損保会社の間には、調査したり、過失割合を決めたり、後遺障害の等級を決めたりする権利を含む保険金額決定権に関する契約がないのですから。ところが、実際には、自算会で等級を調査した書類が送られてくると、損保会社はその内容をほとんど写す形で当事者へ報告しています。それが結果的に数々の民事裁判で認められてきたため、自算会が決定した後遺障害等級が、ある程度の権威をもって世間に受け入れられるようになったのだと思います。

もともと損保会社に後遺障害の等級を決める権限と義務があるのですが、



英会育児道通をデモする交通遺児育英会の遺児や、その支援者たち(94年9月)。育英会の奨学生の中には親が事故で死亡しても、自賠責や任意保険から保険金が支払われず、窮地に立たされている人が多い

各損保会社ごとに専門家を養成したり、抱えたりするのは不経済なので、査定して等級を決める部分を自算会におんぶしてもらっているわけです。被害者が等級に不満を持ち、決めた根拠を損保会社に聞いても要領を得ない理由はそこにあります。また、自算会に直接聞いても、本当は法的な権限がないので、わかっているも答えられず、被害者をイライラさせてしまう。この損保会社と自算会の関係は、はっきりと公表すべきだと思います」

一九五五年に自賠責保険が始まり、翌年、自算会の前身である共同査定事務所もスタートした。最初は、経費も調査員の人材も、会員である民間の損保会社に仰いでいた。その後、変遷の末、六四年に現在の自算会になった

が、資金を損保各社に頼る態勢はずっと続いた。やっと自前の予算が組めるようになったのは八〇年代後半からだといわれる。この間、保険と損害調査に関するノウハウが、自算会に蓄積されていったが、同時に、できるだけロス(支払い)を抑えようとする損保会社の商業主義も持ち込まれてしまったという指摘もある。

自算会の元職員が言う。

「私が勤務していたころは、自算会では要職のほとんどは損保会社出身者で占められていました。自賠責の支払いを限度額内に抑えておけば、その上乗せである任意保険(対人)の支払いは発生しません。任意保険を扱う損保会社にとっては、そのほうが得です。だから、『こんな程度のけがで、こんなにカネを支払わされてたまるか』という言葉が、自算会の管理職の口から平気で出たのかもしれないが、内部から見ても異様な光景でした。」

それに、自賠責保険の集金も損保会社に依存しているので、損保会社には『自算会を養っている』という意識があり、下請け会社のように見ているのが実情です。損保会社から調査員に『地区本部長に言うぞ』といった圧力が陰に陽にかかることがありました。自賠法の適用では中立的な判定を旨としなければなりません。その執行組織

の自算会は、損保会社からの人とカネの流れを断ち切り、たとえば、運輸省の外郭団体とするのも一案です」

自賠責保険制度そのものは運輸省の管轄なのに、今回、保険料を下げることを決めた自賠責保険審議会は大蔵大臣の諮問機関だという問題もある。損保代理店のK氏が指摘する。

「つまり、自賠責は事実上、大蔵省が管理しているんです。だから、赤字国債の利払いのために大蔵省から要請されれば、運輸省は一兆円以上も出してしまおうでしょう。現在、保険審議会が自由化における保険制度の抜本的改革を論議していますが、自賠責保険の問題を抜きにして先に進んでいいのでしょうか。自賠責が始まった四十年前と違って、現在は、任意保険も相当充実し、被害者保護の面でも大いに役立っています。これからは任意保険と自賠責を一体化し、査定基準を明確にして公表し、公平で透明な制度にしていくべきだと思います」

徳島大学助教授で社会学の立場から交通事故や保険を研究している榎田美雄さんは、日本の自動車保険制度そのものに大改革が必要だと主張する。

「自賠責保険の基本思想は『不法行為で生じた損害に対する賠償を、保険で共同して行う』というものです。つま

り、すべての被害者を救済するには、すべての事故に加害者をつくらなければいけません。しかし、なかには事故の責任が確定できないケースもあります。そのときでも、被害者を救おうとするあまり、むりやり加害者をつくるのが解決策であっていいのでしょうか。それは社会正義に反しています。」

損害賠償から社会保障への大改革も

「相手に責任があるとも、ないとも証明できない」というグレーゾーンの事故で、加害者をむりやりつくらずに被害者救済を徹底するという意味では、任意保険の『自損事故保険』もよく考えられた保険です。あまり知られていませんが、任意の対人保険に自動付帯されており、単独事故や自分に一〇〇%過失がある場合に、自分のかけている保険から千五百万円を上限に支払われるものです。いわば、任意保険をかけている人だけに適用される生命保険のようなものです。」

しかし、根本的には現在の『損害賠償』から『社会保障』へ制度を変えていくのがいいでしょう。社会保障にすれば責任の有無に関係なく、受けた被害を最低限補償してもらえます。確かに、被害者にも不法行為を問い、減額

などを行う自賠責には、『事故防止』と『保険料負担の軽減』のメリットがあります。しかし、事故防止は安全教育の充実などでできますし、保険料の負担増加に関しては社会的に合意は可能です。実際、ニュージーランドでは、社会保障制度への交通事故保険の統合を実現させています。日本でも検討されるべきだと思います」

損保会社OBのNさんからは、『自算会と損保会社の利害が常に一致しているから問題が生じている』という視点から具体的な提言が寄せられた。自賠責への異議申し立てを審査するのが同じ自算会なのは問題だとして、次のように公平な審査のために新組織をつくることを提案している。

①自賠法に「見舞金」の規定を新設する。たとえば、「無責」と判断したケースでも、被害者に保険金額の一〇%(死亡だと三百万円)の見舞金が出る。人が下した判断には誤りがつきものということを前提に考える。

②自算会の各調査事務所、異議申し立てを審査する第三者的機関の「異議申請審査会」を設置する。

③審査会の委員は、自算会や損保会社関係者を入れず、市民で構成する。それも「学識経験者、弁護士」といった特定の職業枠を設けず、あくまでも市民の素朴な感情を尊重する。

④審査会の決定に、自算会や損保会社は従う義務があるが、申請者は必ずしも従わなくていい。その場合は訴訟の道を開けておく。

⑤異議の申請は無料とする。審査会の運営費や委員の報酬などは自賠責保険料を充てる。事務所は、自算会調査事務所の会議室を使用し、事務局は調査事務所が行う。

⑥審査会の委員は市民の応募で選ぶ。応募者多数のときは抽選とする。当事者と利害関係のある委員は、その案件の審査はできない。

⑦委員の任期は一年とし、半数ずつ交代していく。なるべく多くの市民が交通事故の実態に触れ、事故防止の原動力になることを目的とする。

Nさんは語る。

◇

「提言の内容が細かすぎるかもしれないが、政府や自算会に実行を迫るには、具体的にないと本気で検討してくれません。世論もこれをたたき台に議論すれば、被害者への強力な支援になると思いますよ」

かの改善策を提示してもらった必要があるだろう。自算会広報課に責任者のインタビューを申し込んだが、

「今回は控えさせていただきます」

という返事しか返ってこなかった。当時二十四歳の娘を飲酒運転の車にひき逃げされたが、死亡した娘に一〇〇%の過失があったと判断され、自賠責の支払いを断られた東京都の川本孝一・敬子さん夫妻「仮名」は、こう訴える。

「生きている加害者が、自分は悪くなかったと証言している。だから被害者が悪い——こんな理由がまかり通っているのでしょうか。事故から二年たつた今も、私たちは加害者の過失を証明するために、娘の死体検案書まで取り寄せ、裁判闘争を強いられています。遺族にこんな思いをさせる前に、自算会も損保会社も、初めから両者の言い分をきちんと調べて、公平な判断を下す努力をすべきです。それができないなら、安易に『無責』という判断を下してほしくありません。私たちにあって、これは娘の名誉にかかわる重大な問題なのですから」

自賠責保険への請求件数は、毎年百十万件以上。交通事故は今日も多くの被害者を生み出している。自分だけは事故に遭わない、と言い切れる人はだれもないのだ。(おわり)